

令和4年10月28日  
205会議室

令和4年第20回  
立川市教育委員会定例会

立川市教育委員会

## 令和4年第20回立川市教育委員会定例会

1 日 時 令和4年10月28日（金）

開会 午後 1時

閉会 午後 2時45分

2 場 所 205会議室

3 出席者

教育長 栗原 寛

教育委員 石本 一弘 伊藤 憲春

嶋田 敦子 小林 章子

署名委員 小林 章子

4 説明のため出席した者の職氏名

教育部長 斎藤 真志

教育総務課長 小林 直弘

学校施設建替担当課長 鈴木 信貴

学務課長 杉浦 丘美

指導課長 佐藤 達哉

主任指導主事 寺田 良太

統括指導主事 片山 伸哉

教育支援課長 鈴木 峰宏

学校給食課長 青木 勇

生涯学習推進センター長 庄司 康洋

図書館長 池田 朋之

5 会議に出席した事務局の職員

教育総務課庶務係 笹原 康司 柏崎 彩花

## 案 件

### 1 議案

- (1) 議案第31号 立川市立学校の学校給食費に関する条例施行規則について

### 2 協議

- (1) 令和5年度立川市教育委員会学校教育の指針について

### 3 報告

- (1) 令和4年第3回立川市議会定例会報告について
- (2) 特別支援学級の通学区域に係る指定校変更基準の限定的緩和について
- (3) 令和4年度上半期教育委員会事業後援の概要について
- (4) たちかわ読書ウィークについて
- (5) 新型コロナウイルス感染症の対応について

### 4 その他

◎開会の辞

○栗原教育長 ただいまから、令和4年第20回立川市教育委員会定例会を開催いたします。

署名委員に小林委員、お願ひいたします。

○小林委員 承知しました。

○栗原教育長 本日は、議案1件、協議1件、報告5件でございます。その他は議事進行過程で確認をいたします。

次に出席者の確認を行います。齋藤教育部長、お願ひいたします。

○齋藤教育部長 本日第20回立川市教育委員会定例会への出席管理職でございます。教育部長、教育総務課長、学校施設建替担当課長、学務課長、指導課長、寺田主任指導主事、片山統括指導主事、教育支援課長、学校給食課長、生涯学習推進センター長、図書館長でございます。

---

◎議 案

(1) 議案第31号 立川市立学校の学校給食費に関する条例施行規則について

○栗原教育長 それでは、1議案(1)議案第31号、立川市立学校の学校給食費に関する条例施行規則について、を議題といたします。

青木学校給食課長、説明をお願いいたします。

○青木学校給食課長 学校給食課より、議案第31号、立川市立学校の学校給食費に関する条例施行規則についてご説明いたします。

令和4年第3回立川市議会定例会にて可決されました、立川市立学校の学校給食費に関する条例の施行に関し必要な事項を定めるものであります。

立川市立学校の学校給食費に関する条例施行規則をご覧ください。

第3条、学校給食の申込みでは、学校給食は申込みにより提供されるものとし、債権債務関係を明確にしております。

第4条、学校給食費の額では、小学校の低・中・高学年及び中学校等の給食費の額を定めております。

第5条、学校給食費の決定等の通知では、市長による額の決定及び通知方法を定めております。

第6条、学校給食費の減免では、規則の最後に記載しております別表第1において、減免することのできる事由及び額を明示しております。

第7条、学校給食費の納期限以降、第11条、未納に対する措置に係る様式までは、学校給食費等の納付について様式を含め定めております。

なお、附則にありますとおり、この規則は、小学校共同調理場校は令和5年4月1日から、小学校単独調理校及び中学校は令和5年8月1日から施行となります。

学校給食課からは以上となります。

○栗原教育長 説明ありがとうございました。

これより質疑に移ります。説明内容を踏まえ、ご質疑をお願いいたします。

嶋田委員、お願ひいたします。

○嶋田委員 ご説明ありがとうございます。

この別表1の4のところに、1食当たりの額に学級閉鎖により学校給食を受けない日数から1を減じた日数を乗じて得た額とあるんですけれども、今まで、学級閉鎖が1日でも給食費を返金してくださっていたような記憶があるんですが、これは2日以上の学級閉鎖になった場合に1日引いて返金ということでしょうか。

○栗原教育長 青木学校給食課長、お願いします。

○青木学校給食課長 今、嶋田委員の言われたとおりになります。

こちらを受け付けたときにはもう食材を全部買ってしまって、調理が始まっているような状況になってしまいますので、1日を減じたところ、翌日の分からはできるというような形になります。

以上です。

○栗原教育長 嶋田委員、お願ひします。

○嶋田委員 分かりました。

それから、別表2のほうで、第1期と第4期と第9期が2か月分の引き落としになるということですけれども、8月分は夏休みが大半なのでいいんですが、4、5月と2、3月というのが2か月まとめるとそれなりの額になってしまうかなというふうに思うので、2、3月を1か月ずつに分けるとか、そういうことの検討はいかがでしょうか。

○栗原教育長 青木学校給食課長、お願いします。

○青木学校給食課長 こちらのほうなんですけれども、4月と5月は現在も一緒にございまして、就学援助等の関係で減免になる人、ならない人の処理に間に合わないということで、4、5月分は最初は一緒にになっているというのが現状でございます。これをばらばらにするというのは、事務的に厳しいかなというところがございますので、ご理解いただきたいと思います。

○栗原教育長 嶋田委員、お願ひします。

○嶋田委員 4、5月はそういう理由があるんだろうなと思ったんですが、2月と3月はどうでしょうか。

○栗原教育長 青木学校給食課長。

○青木学校給食課長 2月、3月は2月末が納期限ですが、3月は日にち的に少ないとのことと、3月ですと学校の卒業式が終わってからになってしまというところもございますので、このような形を取らせていただいています。

以上です。

○栗原教育長 よろしいですか。

嶋田委員、お願ひします。

○嶋田委員 それなりに大きな額になると思うので、事前にしっかりと通知などでお知らせを

いただければと思います。よろしくお願ひします。

○栗原教育長 ほかはいかがでしょうか。

小林委員、お願ひいたします。

○小林委員 第3条で学校給食の申込みということが書かれています、債権債務関係を明確にすることなのですが、私もずいぶん昔のことなので記憶にないんですけれども、保護者が申込みをする、先生たちが申込みをするというのに、何か書類はあるんでしょうか。

○栗原教育長 青木学校給食課長、お願ひします。

○青木学校給食課長 これについては、今まで申込書というものはございませんでした。給食費を私費会計でやっておりましたので、そこまで厳密な対応はしておりませんでした。今後、公会計になり、この人が申し込んだから給食を提供できるという形になりますので、書類は事前に配付をさせていただいて、提出をしていただくよう、準備を進めているところでございます。

以上です。

○栗原教育長 小林委員、お願ひします。

○小林委員 ほかはいろいろ書類関係の様式がついていますが、これはなかったのでどうしたのかなと思ったんですけれども、今後、もしできたらまた添付していただけたらと思います。以上です。

○栗原教育長 青木学校給食課長、お願ひします。

○青木学校給食課長 すみません、私の説明が悪かったかもしれません。こちらの申込書は、口座振替の申込書と一緒にになっています。口座振替の申込書と一緒に記載をするというような形で、様式としては定めていないという形になっております。

以上です。

○栗原教育長 ほかはいかがでしょうか。

〔「ありません」との声あり〕

○栗原教育長 ないようございます。それではお諮りいたします。1議案(1)議案第31号、立川市立学校の学校給食費に関する条例施行規則について、は提案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○栗原教育長 異議なしと認めます。よって、議案第31号、立川市立学校の学校給食費に関する条例施行規則について、は承認されました。

---

## ◎協議

### (1) 令和5年度立川市教育委員会学校教育の指針について

○栗原教育長 続きまして、2協議(1)令和5年度立川市教育委員会学校教育の指針について、に入ります。

佐藤指導課長、説明をお願いいたします。

○佐藤指導課長 それでは、令和5年度立川市教育委員会学校教育の指針（案）に沿ってご説明をさせていただきます。

昨年度からの主な修正部分には下線を引かせていただいておりますが、その全てではなく、主なものを中心のご説明をさせていただきます。

まちづくりは人づくり、人づくりは未来づくり、未来づくりは学校からの理念の下、3つの基本方針と9つの基本施策を基に、令和5年度において重点的に取り組む教育施策等を学校教育の指針として示させていただいております。

学力・体力向上、生命を尊重する教育の推進、特別支援教育の推進、立川市民科の充実の重点施策について、ネットワーク型学校経営システムを学校経営の中核に位置づけ、推進を図ってまいります。さらに、コミュニティ・スクールと地域学校協働本部が一体となり、教育活動を展開することにより、地域との協働による学校経営の充実を図ってまいります。

また、真ん中あたりになります、改訂された生徒指導提要、この後、何度かこのフレーズが出てまいりますが、生徒指導提要、間もなく正式版が公表されますが、こちらを踏まえ、学習や生活の基盤として、日頃から学級経営の充実を図るとともに、いじめ、不登校等の生活指導上の課題について、成長を促す指導や予防的な指導を改めて認識することで、問題行動の発生を未然に防止し、全ての児童・生徒が現在や将来における自己実現を図っていくための能力を自ら育成することを目指してまいります。

1枚おめくりください。I 学校教育の充実のところでございます。1 学力の向上で、(1)習得・活用・探究という学びの過程を重視した学力の向上について大幅に加筆、加えさせていただいております。

続きまして、4ページをご覧ください。2 豊かな心を育むための教育の推進でございます。その中の下段、下のほうです。(2)番、健全育成の推進、ここに係る項目の③番、右側5ページでございます。③安全かつ倫理的なSNS等の活用ということで、昨今のSNS等のトラブルに起因する内容でもございますが、こちらの部分を加えさせていただいております。

続きまして、同じページの下のほうでございます。(4)読書活動の充実、①読書活動の推進というところで、一人1台タブレットPCを活用した電子図書館の利用について触れさせていただいております。

1枚おめくりください。6ページ下段です。体力の向上と健康づくりの促進についてでございます。右側、7ページをご覧ください。それに関連しての(3)学校給食の充実ということで、令和5年2学期から新学校給食共同調理場の業務が開始されますので、このことについて記載させていただいております。また、さらに下に、同じく新学校給食共同調理場の運営開始に伴うアレルギー対応についても記載をさせていただいております。

では、1枚おめくりください。9ページです。II 教育支援と教育環境の充実でございます。その中の4 特別支援教育の推進、(3)学校における特別支援教育の取組への支援です。①特別支援学級等の整備及び充実というところで、大山小学校に自閉症・情緒障害特別支援学級が設置される、そういうことを記載させていただいております。

1枚、おめくりください。10ページは特にございません。

11ページ、5 学校運営の充実でございます。(2)学校運営への支援ということで、「学校における働き方改革」の推進で、教職員が心身の健康を保持するためのストレスチェックの文言を記載させていただいております。

1枚おめくりください。12ページです。こちらは、教育環境の充実のことが書かれております。

さらにもう一枚おめくりいただいて、14ページになります。Ⅲ 学校・家庭・地域の連携による教育力の向上でございます。こちらはネットワーク型の学校経営システムの拡充について記載をさせていただいております。その中で、冒頭申し上げましたが、(3)キャリア教育の推進というところで、自己実現への意欲・態度の育成で、こちらでも改訂される生徒指導提要を踏まえた特別活動の実施ということで、記載をさせていただいております。

15ページは、8 幼保小中連携の推進です。

最後、もう一枚おめくりいただきまして、9 児童・生徒の安全・安心の確保です。この中では、(3)学校の危機管理マニュアルの評価・見直しというところで、大きく加えさせていただいております。こちらも生徒指導提要の内容を踏まえた内容となっております。

説明は以上となります。

○栗原教育長 説明ありがとうございました。

これより質疑に移ります。説明内容を踏まえ、ご質疑をお願いいたします。

伊藤委員、お願ひいたします。

○伊藤委員 ご説明ありがとうございます。

細部にわたりましていろいろきめ細かな指針であると思っております。

細かいところで申し訳ないんですけども、削除されたり追加されたりした脚注がありますが、カリキュラム・マネジメントの脚注が削られたのはどうしてかなというような疑問があります。これは誰向けのものなのかというのがなかなか難しいところで、万人にも分かるようにするということならば、やっぱりあったほうがいいと思います。それから、5ページにPOPバトルやビブリオバトルについての記載が新しく入ってきましたけれども、これについての脚注はあったほうが分かりやすいのかなと思います。その辺は今度、脚注をまた整理するということなんすけれども、こういうところはこういう理由でこうしましたというのがあれば、教えていただければと思います。

○栗原教育長 佐藤指導課長、お願ひいたします。

○佐藤指導課長 ご指摘ありがとうございます。

毎年、こちらの学校教育の指針を作成させていただくにあたって、様々なご意見を頂戴する中で、その一つが、やはり誰が見ても分かりやすい内容にというところについて、ご意見をいただいております。

一方で、どうしても網羅的に記載しなければならないところもございますので、その間を取るのが非常に難しいというのが、毎年編集していく感じのところです。

今回は、見やすさ、分かりやすさというところを、昨年度以上に重視させていただいたというところもございます。脚注については、むしろこれも加えたほうがいいんじゃないかという意見もありつつ、一方で、例えばカリキュラム・マネジメントなどは、今回の学習指導要領の改訂に伴って、数年前からだいぶ認知もされてきている、理解もされてきているであろうというところで、今回削除をさせていただきました。これ以外にも、見やすさを重視するというところで削除させていただいている部分がございます。

一方で、今ご指摘いただいた、POPバトル、ビブリオバトルとか、そういったところについての理解はどうなのかというところを、もう一度また担当のほう、また図書館のほうとも連携いたしまして、検討させていただければと思います。

以上です。

○栗原教育長 ほかはいかがでしょうか。

小林委員、お願ひいたします。

○小林委員 伊藤委員の質問と重なる部分もあるんですけれども、そもそもこの指針がどういう方を対象にしているかということで、今、万人という声がありましたけれども、そうなんでしょうか。初步的な質問で申し訳ないんですけども、先生に対して、学校に対してというふうにも感じられますし、また、ホームページに公開したりする場合は、市民の方を含め、誰が見ても分かりやすいようにしなければいけないということもありますので、そもそも対象をはっきりお聞きしたいなというふうに思いました。

○栗原教育長 佐藤指導課長、お願ひします。

○佐藤指導課長 対象ということですが、教職員にフォーカスしていますが、こちらは立川の教育にも掲載させていただきますし、また、その内容がPDFデータでホームページでも確認できるというところもございます。やはり、広く、多くの方々、立川の市民の方々、教育関係者のみならず、地域、保護者の方も含めてご覧になられるという、非常に広いものかなというふうに捉えております。

以上です。

○栗原教育長 佐藤指導課長、主立った対象は教職員ということでよろしいでしょうか。

○佐藤指導課長 教職員にも、こういった内容は、管理職を通じて正しく理解をしてもらうようにしてまいります。

○栗原教育長 小林委員、お願ひいたします。

○小林委員 基本は教職員向けで、その内容を市民も閲覧できるということと考えてよろしいでしょうか。

○栗原教育長 佐藤指導課長、お願ひします。

○佐藤指導課長 教職員が次年度の教育計画を、まさにこれから作成していきます。こちらを基に、また学校長の経営方針を基に教育課程を組んでまいりますので、十分に教職員にも正確に理解していただきたいというふうに考えております。

○栗原教育長 小林委員、お願ひします。

○小林委員 対象がそうであるならば、脚注については市民の方が分かるということまで考えずに、教職員はかなり理解して認知していることだと思いますので、分かっていることは省く、新しく出てきたようなことは入れるというような基準で入れていただいたらいいのかなというふうに思いました。

○栗原教育長 佐藤指導課長、お願ひします。

○佐藤指導課長 ご意見ありがとうございます。

そういうことであれば、例えば脚注についても、教職員は既に認知している部分がございます。そういう視点を取り入れると、さらに文言とスペースの整理もできて、さらに見やすくなるのではないかという考え方もできますので、今いただいたご意見をまた参考にさせていただければと思います。ありがとうございます。

○栗原教育長 ほか、いかがでしようか。

石本委員、お願ひします。

○石本委員 幾つかあるんですけれども、見やすさ、分かりやすさという点で、例えば2ページ目の1 学力の向上のところで、項目が3つあるんですけれども、この文章の冒頭の丸と、それから「資質・能力」という表現が実は大変多くございまして、ここに出てくる「資質・能力」は全部違うことを言っているんだろうかと思ったり、あるいは混乱をしたりということがあるんじゃないかなというふうに思っています。文章の冒頭の丸を違う丸にしていただくだけで一つ一つの文章なんだということが分かり、それから、文言の使い方ですけれども、この学力向上の部分だけでも幾つも「資質・能力」の言葉が出てきますが、分かりやすくというお話をありましたので、もう少しそういうことも整理されるといいのかなという印象を持ちました。

この文章全体で、文の冒頭の丸の扱いについてご検討いただくとより分かりやすくなると思いますし、文言の重複はなるべく避けていただいたほうが、より分かりやすくなると思います。たとえ対象が先生方であっても、先生方といつてもいろんな理解度の方がいらっしゃいますし、むしろここに出てくる指針を基に、各学校ごとに、それこそ教育の方向性であったり、具体的なアプローチであったりという展開になっていきますので、それらの基になる指針なんだという意味からは、文言を多用するのではなくて、なるべく整理をすると学力向上も分かりやすくなっていくと思っています。

例えばということですけれども、4ページの豊かな心を育むための教育の推進のところ、(1)の①生命を尊重する教育の徹底という題があるんですけれども、その2つ目の文末を見ると、「生命を尊重する教育の推進を図る」とあります。せっかくこういう教育を徹底するぞというふうにうたっているなら、統一されたほうがいいのかなと思ったりもしますし、細かいところですが、③道徳教育の推進の4行目に、「児童・生徒が自分自身の問題として捉え」とあります。いけないというわけではないんですけれども、これは「自身の課題」ではないかなと思ったりとか、それから、5ページの国際理解教育ですけれども、3行目に、「伝統・文化への理解及び異なる文化との相互理解を促進する」とあるんですけれども、ちょっ

と分かりづらいなと思いました。「伝統・文化への理解を深め、異なる文化」とつながるとずっと読めるのかなと思ったりして、そういう意味で、より読みやすく、理解しやすくといふんでしょうか、そんな工夫をしていただけだとありがたいなというふうに感じました。

以上です。

○栗原教育長 ご意見ありがとうございます。

1つは、文の始めの黒点が文中に使われているものと違いが分からなくなってしまうということですね。もう一つは全体的な文章の分かりやすさということですね。

佐藤指導課長、お願ひします。

○佐藤指導課長 より分かりやすい、また読みやすくなるようなご指摘、大変ありがとうございます。今、栗原教育長も話されました、冒頭のぼつ、また文中に出てくる点ですね、こちらについてなのですが、文中で使っている、例えば「資質・能力」、また、例えば「東京ベーシック・ドリル」とかというのは、正式にこういった記載が国、また東京都のほうでなされているので、この表記は恐らく変えられないかなと思っております。

一方で、左のぼつについて、恐らく市で文書作成上のルールのようなものがあると思いますので、そちらを再度確認させていただいて、少しでも見やすい表記になるように改善してまいりたいと思います。

○栗原教育長 ほか、いかがでしょうか。

嶋田委員、お願ひいたします。

○嶋田委員 丁寧に改訂、修正していただけてありがとうございます。

まず、石本委員からもありましたが、2ページの、やはりこの1の(1)のところは、言っていることは分かるんですけども、何とか読んで、ようやくそういうことかと分かるという感じで、かなり難しい文章ですので、やはり1回読めば分かるようなやさしい文章に、そして簡潔にまとめていただきたいなと思います。

その前に、私はちょっとタイトルのつけ方も気になっていまして、この1の(1)の習得・活用・探究ということは、主体的・対話的で深い学びの説明で使われているような印象もありますので、私の勝手な考えで申し訳ないですけれども、1の(1)は、もしかしたら「主体的・対話的で深い学びの実現」という題名のほうがしっくり来るような気がします。

それで、(2)の②のほうですが、こちらは立川スタンダードの活用といったことになるのかなというふうに感じました。そして、(2)の②のところですけれども、先生方はあまり管理し過ぎないほうがいいんじゃないかなというふうに思っています。この立川スタンダードというのはとてもよく考えられていて、ぜひ活用していただきたいですけれども、この20項目について自己評価を行い、教員の自己申告を通じてというふうに丁寧に書いていただいたんですが、ここまで言ってしまうとちょっとご負担に感じられる先生もいらっしゃるんじゃないかなということを心配しますので、この「20項目について自己評価を行い、教員の自己申告を通じて」というところは、「活用し」という程度にとどめておいてもいいのではないかなと思いました。

それから、同じ2ページです。(3)のところに地域未来塾のこととTachi・Rikaのことを書いてくださったんですが、やはり個に応じた学習支援ということでいうと、教室で授業についていけない子ども、ちょっと困っている子ども、そういう子どもの支援というのも入れていただきたいなというふうに思いました。学校では、実際に補習授業をやってくださっていたり、夏休みの学習教室をやってくださっていたり、支援員の方が入ってくださっていたりという場面をよく目にしますので、そういうことも入れておいていただけると、こういう困っている子どももちゃんと学習支援をしてもらえるんだなということが分かると思います。

それから、文言のところで5ページの③の2行目、生活に果たす役割とあるんですけれども、大量の情報や情報通信技術が生活に果たす役割を考えるというよりは、与える影響を考えるというほうが、ちょっとすみません、私の主観で申し訳ないんですが、合っているような気がします。情報を上手に活用する、情報を適切に活用する、もう少し良い言い方があるのでないかなと思います。

それから、7ページの(2)の③のところで、新しい生活様式を徹底するということが入っています、もちろん、新しい生活様式を徹底することは大切なんですけれども、この3年近くマスクをずっとつけていることが子どもたちの心身に与えた影響は計り知れないところがありますので、心身面のケア、そういうこととか、マスクを外してもいい場面の指導といったことも少し入れていただけるとありがたいなと思います。

それから、11ページの5のところです。スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の活用とありますけれども、これは一層の活用を図るということですが、先日の研修会で田中理恵先生がお話くださいましたけれども、やはり常駐のスクールソーシャルワーカーを増やすという勤務形態のことについても、やはり専門性の高いスクールソーシャルワーカーの方々が安定して生きがいを持って働くようにというところもお考えいただきたいなと思いました。

以上です。

○栗原教育長 佐藤指導課長、お願ひいたします。

○佐藤指導課長 様々なご指摘、またご助言、ありがとうございます。また再度こちらでも検討させていただいて、いただいた内容を反映させられるところは、反映させてまいります。また、こちらの立川スタンダードのことについてなんですが、本当にこの20項目は基本的なところで、ここはできて当然というか、最低限できていってほしいという内容で、そんなにハードルの高いものではなく、また一方で、将来的にはこういったスタンダードがなくても、ある一定の教育水準が確保できるような、そういう形にしていくのが望ましいのかなと思っております。また、こちらについては、ご指摘のように過度の負担等にならないように、配慮してまいりたいと思います。

○栗原教育長 ほかはいかがでしょうか。

小林委員、お願ひいたします。

○小林委員 皆さんから出ているように、最初の学力の向上のところ、本当に難しい文章で、何度も読み返して、やっぱり分からなかったというのが私なんすけれども、今日はここ的内容をかみ砕いて説明していただきたいなというふうに思ったんです。3つありますけれども、1つは教科等横断的な視点ということがポイント、もう一つは現実の生活に関わる学習において探究的な学習の過程を重視する、3つ目は、知識を相互に関連づけて深く理解する、他の学習や生活面で活用できるようにする、そういうことというふうに思うんですけど、もうちょっとかみ砕いて教えていただけますか。

○栗原教育長 佐藤指導課長、お願ひします。

○佐藤指導課長 教科横断的というのは、まさしくこの言葉のとおりで、それぞれの教科が1つで完結するわけではなくて、国語での学びが様々な算数、また社会、理科等におけるまとめだとか、そういった学習にも活かされていくことです。また、教科をまたいで、全て単独しているのではなくて、様々なところに関連していきますよというようなことも含まれております。この中で、2番目の、資質・能力を適切に活用する探究的な学習という部分では、もう既に多くの学校でも実施されておりますが、いわゆる知識偏重の詰込み型の内容ではなく、児童・生徒が主体的に、自分で課題を見つけて、それを調べ、また答えを導き出していくといった、そういった自分で問題を作って、またそれを深めて、自分の中に取り入れて理解を深めていくといった、そういった学習内容を今後も本市の中でもさらに推進してまいりたいという思いで書かせていただいております。

3番目の、知識を相互に関連づけてより深く理解するという部分では、先ほどの冒頭の話の繰返しになりますが、1つのことで完結してしまうのではなくて、そこで活かした学びをさらにまた次の単元、また次の学年へと系統的につなげていくといった、そういったところも含めてこういったところを書かせていただいております。

やはり今は知識偏重の詰込み型の教育がすごく厳しく指摘されてきて、これまで本市に限らず、教育活動の中で常々言われてきたのは、そういった学びではなく、冒頭に書かせていただきました、習得、それを使う、さらに深めていく、これは1回で終わりではなくて、これがスパイラルで何度も何度も繰り返しながら子どもたちが力をつけていくといった、そういった学習、学びの過程をしっかりと取り入れて、また実践していっていただきたいということで書かせていただきました。

ここまで申し上げましたが、ただ、分かりづらいということは、委員の皆様からのご意見を聞いて、それはそうだなというふうに思う部分もございましたので、こちらについてはもう少しお時間をいただいて、またお示しをさせていただければと思います。私もうまく説明できないところがございましたので、そこも含めて、またしっかりと整理してまいりたいと思います。ご指摘ありがとうございました。

○栗原教育長 小林委員、お願ひします。

○小林委員 ありがとうございました。その説明を聞いて分かったような気がいたしました。

ここは本当にわざと難しく書いているんじゃないかと思うぐらいで、法律文ではないので、

先生方もこういう細かい文章を読むのはちょっと大変だと思うんです。なので、本当に何度も申し上げて申し訳ないんですけども、分かりやすくしていただきたいです。「資質・能力」を数えたら、この項目で6か所ありましたので。

それから、嶋田委員が言っていたように、私もここは国が言っている表現、主体的・対話的で深い学びという、その表現を入れたほうがいいような感じがしました。

次の質問ですけれども、2ページの一番下のところ、個に応じた学習支援というところで、前はタブレットPCの活用というのが入っていて、タブレットPCも個に応じて有効かと思うんですけれども、そこが抜けたということは、別のところに入っているからなんでしょうか。

それから、その上のところ、授業改善の④のところで、各小学校の高学年において、学校の状況に応じて教科担任制を進めるというのは、それをやらない学校もあるということなのでしょうか。

それから、3ページで、(4)の②研修の充実で、理科実験における安全指導研修、これが入ったのはとてもいいことだと思いました。

それから、5ページの③の安全かつ倫理的なSNSの活用も嶋田委員が言っていましたけれども、私もここはもうちょっとすっきりさせてほしいと思います。メリットもあるけれどもデメリットもあると、それを分かるようにするということが本当に大事なので、その辺をもっと整理して短い文章にしていただきたいなというふうに思いました。

それから、6ページなんですが、①の持続可能な社会の担い手の育成で、4個目の黒丸の最後のほうに、関係機関と連携・協力して主権者教育に取り組むとありますが、その関係機関というのは、例えどんな機関なのかというのを教えていただきたいと思いました。

それと、9ページなんですが、下のほうで、(3)の①の黒丸の2個目で、さくら学級に続いて大山小学校にもできるということで、その表現なんですけれども、「大山小学校にさくら学級に続く学級を設置し、発達障害等の特性により通常の学級での活動に合わせた指導を行うことで児童の成長を促し」とありますが、ここの意味がちょっと分からなかつたので、そこを教えてください。

それから、12ページですが、真ん中の⑥です。学校保健会事業の在り方に係る検討開始、これは去年も検討開始になつてましたので、その辺、始まらなかつたのか、現状を教えてください。

以上です、よろしくお願ひします。

○栗原教育長 佐藤指導課長、お願ひします。

○佐藤指導課長 すみません、たくさんございましたので、漏れていたら申し訳ございません、もう一度お聞きさせていただくかもしません。

まず、2ページの教員の専門性を生かした指導ということで、学校の状況に応じてというところは、基本的には国としても教科担任制を進めておりますので、本市としてもできる限り推進していく方向で、指導課としても支援してまいりたいと思っています。学校の状況に応じてというのは、学校規模等が一番大きなところでございまして、やはり、小規模校、あ

とは単学級ですか、そういう場合だと、今まで進めづらい状況があったり、あとは一方で、学校規模が大き過ぎても、時間割の編成等が非常に煩雑で複雑になる部分がございますので、そういった部分で、この学校の状況に応じてという記載をさせていただいております。

あとは、個に応じた学習支援の充実ですが、こちらについては、ICT教育の推進のところでも一人1台タブレットPCを計画的・効果的に活用し、児童一人ひとりの主体的に学習に取り組む態度というところで、3ページの下のほうで触れさせていただいておりますので、決してこれはタブレットPCの活用が軽くなったということではございません。ここで補足させていただいております。

また、ご指摘いただいた安全指導研修についても、確実に進めさせていただきます。

6ページの主権者教育のところですが、もちろん本市の選挙管理委員会事務局ですか、議会事務局ですか、そういったところも様々考えられますが、それ以外でも各学校でゲストティーチャー等を活用して取り組めるのではないかというふうに考えております。

特別支援のところ、9ページについては、片山統括指導主事のほうから説明いたします。

○栗原教育長 引き続きまして、片山統括指導主事から説明をお願いいたします。

○片山統括指導主事 9ページの下段、大山小学校の件ですけれども、この「発達障害等の特性により通常の学級での活動に合わせた指導」を簡単に申し上げますと、特別支援学級ですので小集団での指導であるということと、この自閉症・情緒障害特別支援学級が基本的に通常の学級の教育課程、国語とか社会とか算数、そういった学習を基本としております。それに加えて、週2時間から3時間、自立活動という活動をしております。これは何かということ、コミュニケーションの課題ですか、人との関係性、そういった課題を克服するための学習を自立活動というんですけれども、それを週2時間から3時間行っておりますが、それを併せて指導するということを含んだ表現となっております。表現が分かりづらいというところは検討したいと思います。

○栗原教育長 引き続き、杉浦学務課長、お願いいいたします。

○杉浦学務課長 12ページの学校保健会事業の在り方に係る検討開始という部分です。これまで検討ということで、幼保部会との連携をとったような会議はもてたんですが、ただ、コロナのこともありますなかなか思っていた以上に進んでいないという実情もあります。検討開始という文言は改めさせていただき、多少進めているという現状の表現にさせていただきたいと思います。

以上です。

○佐藤指導課長 小林委員、これでよろしいでしょうか。

○小林委員 はい、結構です。

○栗原教育長 ほかはいかがでしょうか。

嶋田委員、お願ひします。

○嶋田委員 すみません、1つ言い忘れていたんですが、最後のページの9の②の3番目の若葉台小学校のところ、昨年度は交通ルール指導員を配置するということになっていたんですが、

こちらは配置について検討していくということで、ちょっと調べてみたら、もうそろそろボランティアに移行するというふうなことが出てきたんですが、ここにわざわざというか、まだ若葉台小学校のことを入れておいたほうがいいのかどうなのかというふうに思ったんですが、いかがでしょうか。

○栗原教育長 杉浦学務課長、お願ひします。

○杉浦学務課長 市内の中で委託をしている交通ルール指導員を配置しているのが若葉台小学校のみで、校舎が旧若葉小学校のときに3年、新校舎に変わってからこれで3年経過するに伴って、こういった交通ルール指導員を縮小していく、地域のボランティアの方にお願いをしていくということを想定して、今準備をしているところですけれども、検討過程ということでここに載せさせていただいた次第です。検討を進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○栗原教育長 小林委員、お願ひいたします。

○小林委員 すみません、私も追加で、1ページ目の新しく加わった文章、「改訂された生徒指導提要」のところなんですけれども、この生徒指導提要というのを私は初めて聞きました、聞きなじみがない言葉だと思うんですけれども、これ先生方は皆さんお分かりになっているんでしょうか。

○栗原教育長 佐藤指導課長、お願ひします。

○佐藤指導課長 ご指摘ありがとうございます。今、お話しいただいて、そうだなと思いながら聞きました。実は、生徒指導提要が12年ぶりに改訂されるんですが、実はこれは、本当は先生方が理解していなくてはならない内容です。生徒指導と書かれているので、これは中学生向けなのかというふうな捉え方もされがちなのですが、これは幼稚園も小学生も含めた指導に活用する冊子というか、提要になってございます。そのあたりが分かるように、これこそは脚注があったほうがいいのかなと思いましたので、またそちらは反映させていただければと思います。

○栗原教育長 ほかはいかがでしょうか。

石本委員、お願ひします。

○石本委員 9ページの、先ほど小林委員のご指摘の箇所なんですけれども、大山小、第二小のくだりです。例えばこういう方法もあるんじゃないですかという、そういう発言だと思ってください。「自閉症・情緒障害特別支援学級を設置し」の後、発達障害等の特性に、例えば「配慮した」という言葉を使って、その後に、「適切な指導を行うことで児童の成長を促し」と、先ほど、通常の学級に云々というご説明もありましたけれども、ここがそういうような表現でいいのではないかというふうに思ったので、すみません、発言させていただきました。

○栗原教育長 鈴木教育支援課長、お願ひします。

○鈴木教育支援課長 今、石本委員にご指摘いただきましたことにつきまして、片山統括指導主事のほうから説明もありましたけれども、「配慮した適切な指導を行うこと」といった表

現のほうが望ましいのかなというふうに思っておりますので、修正を考えていきたいと思っています。

以上です。

○栗原教育長 ほかはいかがでしょうか。

小林委員、お願ひします。

○小林委員 こういう文章なんですけれども、すごくいろいろ盛り込みたい気持ちは分かるんですが、やっぱり読むほうの立場に立ってみると、分かりやすいというのが一番かと思います。多分、教育委員会として外に出すものというのは、形式があつたり、何かいろいろ理念があるとは思うんですけども、できたらもっと端的に、今後お願ひしたいと思います。去年に立川市民科のことで、教育委員会の中でいろいろ話し合いましたけれども、広報にその立川市民科の説明があって、それを読んだら、すごくすっきり分かったんです。やっぱり読んで分かるというのはすごく大事なことではないかと思いますので、その辺を意識して作っていただけたらなというふうに思います。よろしくお願ひいたします。

○栗原教育長 ほかはいかがでしょうか。

[「ありません」との声あり]

○栗原教育長 たくさんのご意見、ありがとうございました。

本日の協議はここまでといたしますけれども、一言で言えば分かりやすい文章にしてほしいというのが最大の、今日いただいた課題でございます。もちろん、対象は教員のことですけれども、教員も分かりやすい文章であれば、理解がしやすいでしょうし、こちらもこの内容を理解し、実践をしていただきたいという気持ちを持っておりますので、より伝わりやすいような文章に修正をしまして、1回お休みをして、次に第22回、11月の2回目の教育委員会に修正したものを議案として提出し、ここでご審議をいただくという形を取りたいと思っております。

ボリュームがありますけれども、私も含め、読んで分かりやすいというところを第一に考えて、この指針を直してまいりたいと思っております。

それでは、2協議(1)令和5年度立川市教育委員会学校教育の指針について、の協議は以上とさせていただきます。

---

## ◎報 告

### (1) 令和4年第3回立川市議会定例会報告について

○栗原教育長 続きまして、3報告(1)令和4年第3回立川市議会定例会報告について、に入ります。

齋藤教育部長、説明をお願いいたします。

○齋藤教育部長 それでは、令和4年第3回立川市議会定例会についてご報告いたします。

資料のほうをご覧ください。

まず、1の議会日程でございます。今議会の日程についてご説明しますので、5ページをご

覧ください。

一般質問については、議会初日の9月6日から9月9日まで、9月12日は議案審議等の後、市長から令和3年度決算の提案説明があり、それに対する決算総括質問のほうが行われました。決算特別委員会は9月13日から9月16日までで行われ、9月26日に文教委員会のほうがございました。議会最終日の9月30日には、議案審議が行われてございます。

1ページにお戻りください。

2の一般質問でございます。一般質問では、表のとおり15人の議員から教育関連の一般質問のほうがなされました。

それでは、一般質問の主なやり取りについてご紹介をさせていただきます。

まず、江口元気議員からは、中央図書館の自習スペースについて、座席数や運用方法などについて問われ、座席数は従前9席を11席拡充し、計20席を設置、利用時間については2時間から3時間へと延長し、利用者からは好評を得ていること、また、今後も利用状況や利用者の声などを聞きながら、運営面を含めた検討を行うこととお答えをしてございます。

伊藤大輔議員からは、立川市の教育行政について、現状やビジョンなどを問われ、本市としてコロナ禍においても教員が児童・生徒一人ひとりに寄り添って対応していくことが大切であると考え、感染症対策を講じた上で、地域とともに教育活動を展開し、知・徳・体のバランスのとれた育成を目指し、全ての児童・生徒の可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びの実現を目指して取り組んでいることなどをお答えしてございます。

伊藤幸秀議員からは、学習等供用施設へのWi-Fi整備について問われ、現段階では各館の管理運営委員会から設置の要望はない状況でございますが、避難所として開設した場合には一定の需要があるものという考え方をお答えしてございます。

また、中学生平和学習・広島派遣事業については、これまでの実施状況をお示しするほか、参加した中学生の感想を紹介し、平和学習として意義があること、また、行程や人数については回を重ねながら検討したい旨をお答えしてございます。

条川敏男議員からは、教員の働き方改革の取組状況について問われ、取組状況としましては、タイムレコーダーや校務支援システムの導入、副校長補佐や部活動指導員、スクール・サポート・スタッフの配置も行っているが、1か月当たりの時間外労働が80時間を超える教員の割合は増加しており、今後も業務の見直しやさらなる改善を進める必要があることをお答えしてございます。

福島正美議員からは、立川第三中学校前の市道の安全対策について問われ、当該道路の対策について自治会、PTA、学校、立川警察署、市の関連課の担当者が一堂に会して話をする機会を持つことができたことで、地域の皆様が課題に対して総意をもって進めていくことが解決への道筋であることを参加者全員で共有できたことは有意義であったことなどをお答えしてございます。

原ゆき議員からは、都立高校入試英語スピーキングテストについて問われ、実施主体である東京都教育委員会が示す生徒の「使える英語力」の育成などの意義を踏まえ対応すること、

受験上の特別な措置については、視覚、聴覚など様々な状況に対する配慮が東京都教育委員会では想定されていること、また、不受験者の結果を算出する方法に対しての不公平、不公正などの見解については、市として示す立場ではないことなどをお答えしてございます。

このほか、火災による立川第七中学校体育館の建替えに伴う本年度卒業式への影響と、建替えに係る地域への情報提供について問われ、卒業式の運用等の変更としては、会場までの移動時間が生じることから、開始時刻の変更や在校生の出席学年及び人数の検討、またピアノでの伴奏ができないことなどを想定しており、教育委員会としてバスの手配や会場設営など、円滑に実施できるよう支援していくこと。学校施設は地域コミュニティ活動の拠点でもあることから、現時点でも自治会へは回覧等を依頼しているほか、今後、解体工事着手や設計のまとまった段階で、保護者や近隣住民等の方を対象とした説明会等を実施していくことなどをお答えしました。

あべみさ議員からは、ゲノム編集食品の取組について問われ、今年度、市内の小学校でゲノム編集トマトの種苗を無償で配布するといった情報があった学校はないという状況と併せ、教育上の観点から、子どもたちや保護者に不安や疑念を抱かせるものは慎重な対応が必要であるとの考えをお答えしてございます。

また、立川市学校給食用食材調達事務要綱に遺伝子操作食品は使わないことを規定できなかつたと問われましたが、国において現在表示義務がない状況であり、国や他自治体の対応を注視していくことをお答えしております。

2ページにわたりますが、危機対策としての七中体育館建替えでの太陽光パネルの取付けの検討については、早期復旧を最優先とし、その中で太陽光パネルの設置等の地球環境配慮に係る各種仕様についても、設計の中で検討していくことをお答えしました。

このほか、砂川学習館の砂川闘争展示スペースの確保について問われましたが、再編方針や整備計画に沿って建築して、地域コミュニティ機能を追加して建替えを進めており、専用の常設展示スペースの確保は難しいことから、ICTの活用を含め、2階の壁面等を利用し、「砂川地域の400年の歴史や文化」を伝える内容の展示を行う方法で検討していることなどをお答えしてございます。

高畠奈美議員からは、中央図書館の階段の照明照度の不足について指摘を受け、改善を要するものとの認識と併せ、照明照度を上げる対策を講じる旨、お答えしております。

浅川修一議員からは、柴崎町・富士見町のまちづくりの中で、通学路の安全対策について、教育委員会での予算確保や具体的な年次計画の策定などを問われ、市では、道路課や交通対策課が必要な安全対策を実施することから、一元的な予算集約は困難だが、予算確保においては連携すること、教育委員会では通学路の合同点検を3年周期で行うことにより、関係機関と連携して対応を検討し、継続して対策に取り組んでいくことをお答えしました。

松本あきひろ議員からは、歴史民俗資料館における課題や今後の展開を問われ、立地や施設の老朽化、収蔵スペースの不足などの課題のほか、令和3年度から新たに収蔵資料で劣化が見られる映像フィルム等を対象にデジタルデータ化を進め、利活用を検討していること、

このようなICT活用も含め、将来にわたって文化財を継承していくことが歴史民俗資料館の役割と認識していることをお答えしてございます。

瀬順弘議員からは、滝ノ上会館改修工事について問われ、高齢者のスリッパ利用を危惧し、スリッパの廃止の要望が上がっていることから、土足利用を前提として検討を進めていることや、入り口の車いす用スロープのは是正、館内の段差も解消を図っていくことをお答えしております。

頭山太郎議員からは、文化財保護について、国宝の六面石幢の修復状況のほか、立飛企業内にある給水塔を例に、近代建築物の文化財指定に係る課題などについて問われ、六面石幢は現在、京都市内の工房において修復作業中であること、また、本市は基地返還後の開発の進展などにより、近代建築物は残りにくい土地柄であり、調査は行っていないが、歴史的価値が高い近代建築物で残存しているものは少ないと推察していること、文化財指定には所有者側に手間や金銭的負担が生じることから、所有者等の保存に向けた意思が前提となった上で行政が支援していくことになることなどをお答えしました。

稻橋ゆみ子議員からは、子どもたちのマスクの着用について問われ、マスク着用についての情報は、国や都からの通知に基づき確実に周知することを徹底していること、また、コロナ禍での子どもたちへの影響の対策としては、日常的に関わる教員や支援員等が児童・生徒の心の変化を見逃さないように配慮し、一人ひとりに寄り添ったきめ細かな指導をしていくことをお答えしてございます。

中町聰議員からは、小・中学校のコロナ対策・対応について、保健室の状況のほか、教職員の感染の状況とその対応、都独自のPCR検査・抗原検査の活用状況を問われ、保健室については、一時的に混み合う状況はあったが、各校の状況により、管理職、教員、非常勤職員や学校支援員等が臨機応変に対応していること、教職員の感染により、学校運営に支障を来すことのないように、教育委員会と校長間で共通理解を図り、特別支援教室の巡回教員が支援に入るなど対応をしてきたこと、PCR検査や抗原検査は検査体制が整っており、いつでも利用することができるようになっているので、今後も感染状況に応じて活用を図っていくことをお答えしております。

また、子育て世帯の負担軽減として、学校給食の無償化や新たな補助制度の創設を求める質問に対しては、学校給食費は学校給食を受ける児童・生徒の保護者が負担するものと考えていること、現行の就学援助の制度においても、コロナ禍における家計急変等の場合に申請を隨時受け付けており、現時点では新たな補助制度は考えていないことをお答えしました。

新学校給食共同調理場では、建設過程で土壌の汚染が判明したことから、建設場所を変更し、小規模の中学校の共同調理場を設置し、小学校の単独調理校を存続させることを求める質問がございましたが、これまで市が説明してきたとおり、アレルギー給食対応の専門調理室も設置するなど、子どもたちにとってより安全で安心な給食を提供するために、単独調理校も統合した学校給食共同調理場を新設することをお答えしてございます。

学校校則について、教育委員会での働きかけについては、今年度改訂される生徒指導提要

の内容を踏まえ、今後の対応を検討するよう学校へ周知していることをお答えしました。

一般質問の最後に中山ひと美議員からは、八ヶ岳山荘の施設の利用について、利用状況や周囲の環境変化なども踏まえた上で、キャンプサイトの新設はできないかを問われ、新設については利用者の安全面に大きな課題があることをお答えしております。

また、今後の教育活動についての質問では、休日部活動の地域移行に向けての検討状況について、大会参加の条件や保護者負担の有無など様々な課題があり、国や都の動向を注視し、国が示したスケジュールを踏まえた段階的な地域移行に向けて検討を進めること、自閉症・情緒障害特別支援学級等の今後の方向性については、令和5年4月より大山小学校に新たな学級を設置することとしており、開設後の状況把握と検証を踏まえ、立川市第3次特別支援教育実施計画に基づき、必要に応じてさらなる設置校の拡大についても検討することなどをお答えしてございます。

一般質問については以上となります。

次に、決算総括質問についてご説明しますので、3ページ、3決算総括質問をご覧ください。表のとおり、3人の議員から教育関連の質問を頂戴してございます。

概要について紹介させていただきます。

伊藤幸秀議員からは、いじめ・不登校等対応チームの充実の状況を問われ、令和3年10月に2名増員し、各学校へ訪問する機会を増やし、支援を必要とする児童・生徒の早期発見、早期対応に努めており、様々な関係機関と連携して対応を図っていることをお答えしてございます。

浅川修一議員からは、オリンピック開催の過程については子どもたちにどう教えられているのかを問われ、オリパラの開催に関連して、児童・生徒がニュースや新聞記事等から興味・関心を持ったことを調べたり、まとめたりする学習の機会を設けてきたことをお答えしました。

また、タブレットPCの利用状況と、これに附随する個人情報やセキュリティ対策、人権保護学習などの取組について問われ、各学校の活用事例の共有や校内での研修等の実施により、タブレットPCの活用の幅を広げてきていること、セキュリティ対策では、インターネット閲覧の時間制限やフィルタリングによる動画の閲覧制限などの対策を講じていること、情報モラルの必要性を認識し、学校でもICT端末等を適切に扱う責任を児童・生徒が自覚できるよう、繰り返し指導していることをお答えしました。コロナ禍での子どもの権利についての視点についても問われ、コロナ禍を含め、どのような状況においても児童・生徒の心身の健康を保ちつつ、学びを保障することが重要であるとの認識をお答えしてございます。

稻橋ゆみ子議員からは、オリンピックが延期となった影響についてを問われ、ボランティアなどを予定していた生徒が体験できなくなったほか、観戦の中止により各学校の教育課程編成において調整が必要になったこと、一方で、オリンピック・パラリンピック教育の取組については、各教科の学習内容と関連づけて行い、学校ごとに教育の充実を図ることができたことをお答えしてございます。

また、不登校・虐待等の実態のお尋ねには、長期化するコロナ禍において児童・生徒の心身に影響が出ており、コロナと不登校との関連については、今後も様々なデータや知見を基に丁寧に注視していく必要があることをお答えし、不登校児童・生徒に対する対応や支援としては、各学校での教室以外の安心して過ごせる部屋の設置、タブレットPCを活用した授業の配信や教材提供などの取組、家庭への支援としては、スクールカウンセラーによるカウンセリングやスクールソーシャルワーカーによる訪問支援などを行うとともに、一人ひとりの実態に応じて、学校以外の様々な地域施設などにつなぎ、不登校児童・生徒の居場所となるよう、連携を図ってきたことをお答えしてございます。

決算総括質問は以上となります。

次に、4決算特別委員会についてでございます。

教育費(10款)の審議は、決算特別委員会の最終日、9月16日に行われてございます。教育部の関連では、12人の委員から質問がございました。教職員の働き方改革や教育ICT化、部活動外部指導員などについてなど、多岐にわたって質問や意見のほうがございました。

次に、5文教委員会の内容についてご説明しますので、17ページをご覧ください。

文教委員会では、この表のとおり報告事項が15件、所管事項質問が2件ございました。報告事項については、これまでの教育委員会定例会等において委員の皆様に説明や協議のほうをお願いしたものですので、内容の説明は割愛させていただきます。

このうち、項番14の中央図書館窓口業務等についての報告におきましては、窓口等の運営体制の見直しを検討することの目的についてご質問いただくとともに、議会や図書館の関係機関等への丁寧な説明や意見の聞き取りなどが必要であることなどのご意見を委員のほうから頂戴してございます。

次に、所管事項質問ですが、表のとおり、永元香子委員と山本洋輔委員から、砂川学習館に関する質問が出されてございます。

永元委員からの質問としましては、砂川の歴史と文化の資料コーナーの存続を求める地域の声があることから、現在の検討状況などについて問うものでございました。今年度、砂川中央地区まちづくり推進協議会の方と懇談の場を設けて、ご意見をお伺いしていること、これまで同様の説明を重ねてきているところではございますが、展示についてはICTを活用し、2階の壁面を利用する方向で、現在検討を進めていることなどをお答えしてございます。

山本委員からは、今回の砂川学習館の建替えに至る経緯について、地域のまちづくりと関連づけての質問をいただきました。答弁といたしましては、新庁舎周辺地域土地利用計画や砂川地区のまちづくりに関する地域の活動があることは承知していること、砂川の歴史を後世に伝えることは重要であると考えていること、地域の方に愛着を持っていただける施設を目指し、訪れた方が気軽に歴史を学べるような展示の方法、工夫について検討を重ね、設計を進めていきたいことをお答えしてございます。

次に、議案審議についてご説明しますので、3ページをご覧ください。

4ページにわたるものでございますが、表にありますように、教育部からは補正予算案と

新規条例及び契約議案について提案してございます。

まず、3ページの9月12日の本会議では、補正予算として教育総務課からは、小・中学校での電気料及び中学校の修繕料の不足見込額を、教育支援課からは、令和5年4月から大山小学校に開設する予定の自閉症・情緒障害特別支援学級の準備に係る所要額を計上してございます。

4ページをお開きください。

教育総務課と指導課からは、被災した第七中学校現体育館解体に向け、不用品の処分や必要な備品の運搬を行うとともに、本年度の卒業式を泉市民体育館で行うための所要額を計上しております。

生涯学習推進センターと図書館は、電気料の不足見込額を補正するものでございます。

また、債務負担行為補正を2件計上してございます。1つが、第七中学校仮設体育館リース料でございますが、これは、新たな体育館が供用開始するまでの間、仮設体育館を使用することから、また、学校給食栄養計算システムリース料は、令和5年度からの運用開始に向けた準備を行うことから、債務負担行為を設定してございます。

このほか、新規条例議案として、立川市立学校の給食費を公会計へ移行するに当たり、必要な事項を定める新たな条例の審議をお願いしたところでございます。

これらの議案は審議の結果、全て原案どおり可決されてございます。

次に、9月30日の本会議では、補正予算として、学校施設建替担当課から、第二小学校等複合施設整備事業を進めるにあたって、国の交付金が対象となるか調査する必要があることから、また、整備手法をデザインビルト方式とした上で事業者選定の準備を行う必要があることから、それぞれ債務負担行為の設定をお願いするものでございました。

また、契約議案として3件提案してございます。

立川第二中学校の改修工事については、インフレーションが生じたことに伴い、契約額が不適当となったことから、第五小学校と第十小学校の校舎増築工事については、労務単価が変更となったことから、それぞれ受注者と協議の上、契約を変更するものでございます。

これらの議案は、審議の結果、全て原案どおり可決されました。

長くなりましたが、議会報告は以上でございます。

○栗原教育長 説明ありがとうございました。

これより質疑に移ります。説明内容を踏まえご質疑をお願いいたします。

小林委員、お願ひします。

○小林委員 番号1、図書館の自習スペース、とてもすてきなスペースができたので好評ということなんですか? どこのくらい利用されているのかというの、数字として出てきているんでしょうか。

○栗原教育長 池田図書館長、お願ひいたします。

○池田図書館長 学習席、閲覧席につきましては、大変好評いただいている、平日の夕刻から中央図書館は8時までですけれども、大体8割ぐらいご利用されています。それと、土日

につきましても、終日10時開館から5時閉館なんですけれども、やはりお断りするような曜日もございますので、席が増えて非常に活用されて、利用者も満足度が高いと認識しております。

以上です。

○栗原教育長 小林委員、お願ひします。

○小林委員 大変結構なことで、IKEA立川さんにもぜひお伝えください。

○栗原教育長 ほかはいかがでしょうか。

石本委員、お願ひします。

○石本委員 4番の伊藤議員の、公共施設のWi-Fi整備のことですが、先ほどもありましたけれども、学校等が避難所になるんでしょうけれども、それ以外にも避難所が必要だということで、地域のそういう施設を使うということも緊急時にあり得ると思うので、そういうとき、当然、市の職員も派遣されるのでしょうけれども、そういう備えというのは今後もそうですけれども、検討していただきたいなということと、それから、13番の松本議員の歴史民俗資料館ですけれども、貴重なデータですので、ぜひ早めにデジタル化というんでしょうか、そういう保存に向けても推進をお願いしたいなということの、以上2つです。

○栗原教育長 庄司生涯学習推進センター長、お願ひします。

○庄司生涯学習推進センター長 ご意見ありがとうございます。Wi-Fiにつきましては、直接的には管理運営委員会のほうからの要望はございませんが、やはり、避難所として開設した場合、一定の需要があるものと考えてございますので、何かアクションできないかということは、ただいま検討中というふうにご理解いただければと思います。学習等供用施設のほうへのWi-Fi設置については検討中ということでございます。

松本あきひろ議員から出たデジタルデータ等のものでございますが、やはりこういった貴重な資料は、活用していただくことが重要だというふうに考えております。古い立川の町並みだとか、昭和の初期のものとか、昭和の戦後のものとか、そういった貴重な動画が残ってございます。ただ、それは8ミリとか古いもののため映し出す機械がないということで、それをDVDなどに移し替えるという事業を進めております。それをぜひ、貴重な財産として市民の皆様に見ていただきたいという考えがございますので、そういったことを進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○栗原教育長 ほかはいかがでしょうか。

〔「ありません」との声あり〕

○栗原教育長 質疑はないようでございます。これで、3報告(1)令和4年第3回立川市議会定例会報告について、の報告及び質疑を終了いたします。

---

## ◎報 告

### (2) 特別支援学級の通学区域に係る指定校変更基準の限定的緩和について

○栗原教育長 続きまして、3報告(2)特別支援学級の通学区域に係る指定校変更基準の限定的緩和について、に入ります。

鈴木教育支援課長、説明をお願いいたします。

○鈴木教育支援課長 特別支援学級の通学区域に係る指定校変更基準の限定的緩和についてご報告いたします。

まず、1枚目をご覧になっていただけますでしょうか。

最初、1の現状と課題でございますが、第二小学校さくら学級を適正な範囲で進めていくには、定員を3学級、24名までとしております。これに伴い、定員を超える第二小学校の通学区域在住者に、就学支援等検討委員会で、自閉症・情緒障害特別支援学級への就学が適当であると判断が出た場合、救済措置が必要となります。

続きまして、2の設置校における学級数の上限を超えることによる待機児童対策案でございます。解決策としては、大きく2つとなります。

(1)でございますけれども、長期的な対応策につきましては、特別支援学級の新設や通学区域の変更がございます。(2)でございますけれども、短期的な対応策では、指定校変更基準の限定的緩和です。

この2つを勘案し、まずは短期的な対応である指定校変更の基準の限定的緩和で進めることとしました。なお、今後の動向を踏まえ、長期的な対応策も検討する必要があると考えてございます。

では、裏面をご覧ください。

この限定的緩和策であります立川市立学校特別支援学級及び通級指導学級の指定校変更の取扱いに関する要綱に定める、委員会が特に必要と認める要件についてご説明させていただきます。

この策につきましては、立川市立特別支援学級及び通級指導学級の指定校変更の取扱いに関する要綱の第2条ただし書に定める委員会が特に必要と認めるものとして、1必要と認める要件、2対象、3期間、4理由、5その他の要件を定めさせていただきました。これらを踏まえ、令和5年度の対応を進めてまいりたいと考えております。

説明は以上です。

○栗原教育長 説明ありがとうございました。

これより質疑に移ります。説明内容を踏まえご質疑をお願いいたします。

嶋田委員、お願いいいたします。

○嶋田委員 ご説明ありがとうございました。

大山小学校のほうは、今のところ定員に達しない見込みでしょうか。

○栗原教育長 鈴木教育支援課長、お願いいいたします。

○鈴木教育支援課長 今、実際に対応させていただいていまして、就学と転学の手続の関係の手続を受けております。転学の手続の締切りが来月末でございまして、数字がまだ見えておりません。ですので、その中で明確な数字は今お答えすることができないんですけども、

基本的には人数は収まっていくのかなというふうに推察はしております。

○栗原教育長 嶋田委員、お願ひします。

○嶋田委員 その年によっていろいろな変動があるでしょうから、柔軟に、短期的なところと長期的な対応というのをやっていただければなと思います。よろしくお願ひいたします。

○栗原教育長 ほかはいかがでしょうか。

[「ありません」との声あり]

○栗原教育長 ほか、ないようございます。これで3報告(2)特別支援学級の通学区域に係る指定校変更基準の限定的緩和について、の報告及び質疑を終了いたします。

---

## ◎報 告

### (3) 令和4年度上半期教育委員会事業後援の概要について

○栗原教育長 続きまして、3報告(3)令和4年度上半期教育委員会事業後援の概要について、に入ります。

庄司生涯学習推進センター長、説明をお願いいたします。

○庄司生涯学習推進センター長 それでは、令和4年度上半期教育委員会事業後援の概要につきまして、報告いたします。

教育委員会事業後援につきましては、立川市教育委員会が各種事業を後援する基準、手続について定めることを目的としております立川市教育委員会事業後援規定で規定してございます。

1概要でございます。令和4年4月1日から令和4年9月30日までになりますが、54件の申請がございました。コロナ禍以前の水準に戻りつつあるような状況でございます。

2申請事業の後援実績の有無でございますが、実績ありが44件、新規が10件となっております。事業後援申請のうち、過去5年間に同様の内容で事業後援のない事業を新規の事業とし、令和4年度上半期新規事業の承認は10件ございました。新規の事業の詳細は別紙のとおりでございます。

3申請事業の承認の可否でございます。承認54件、不承認はございませんでした。

4申請事業の事業分野、5申請事業の対象者、6申請団体種別は資料に記載のとおりでございます。

また、裏面は参考資料として、過去5年間の傾向を示してございます。

以上、簡単ではございますが、報告は以上でございます。

○栗原教育長 説明ありがとうございました。

これより質疑に移ります。説明内容を踏まえご質疑をお願いいたします。

石本委員、お願ひいたします。

○石本委員 お尋ねします。4の申請事業の仕分けの中の文化についての内訳をちょっと教えていただけますか。

○栗原教育長 庄司生涯学習推進センター長、お願ひします。

○庄司生涯学習推進センター長 文化の18件ということでございます。文化でも幅広く取っているんですが、主に多いのが楽団の演奏でございます。オペラとか楽団の演奏、あとは子どもの作品展等、あと演劇、こういったものが文化ということで、18件ございます。

○栗原教育長 ほかはいかがでしょうか。

この件はよろしいでしょうか。

[「はい」との声あり]

○栗原教育長 ほかはないようでございますので、これで3報告(3)令和4年度上半期教育委員会事業後援の概要について、の報告及び質疑を終了いたします。

---

## ◎報 告

### (4) たちかわ読書ウィークについて

○栗原教育長 続きまして、3報告(4)たちかわ読書ウィークについて、に入ります。

池田図書館長、説明をお願いいたします。

○池田図書館長 たちかわ読書ウィークについてご説明申し上げます。

読書ウィークは、一般的には読書週間と言っており、文化の日を中心とした10月27日から2週間開催しております。目的は、市全体で読書推進に取り組み、大人も子どもも読書を楽しむ地域づくりを目指すものであります。

本市におきましては、平成18年からたちかわ読書ウィークとして、各種イベントや展示を行っており、今年で17回目となります。大人向け、中高生向け、児童向けと年代別に趣向を凝らしまして、楽しめるイベントや展示を中心とした催しとなっております。

詳しくは、別紙カラー刷りのチラシがございます。見開きで各館ごとの催し物が記載されております。

説明は以上です。

○栗原教育長 説明ありがとうございました。

これより質疑に移ります。説明内容を踏まえご質疑をお願いいたします。

嶋田委員、お願いいいたします。

○嶋田委員 ご説明ありがとうございました。大変すてきなチラシを作っていただき、とてもいいなと思います。大人向けのイベントもやってくださっているのも嬉しいですし、お話し会も少しずつ再開できるようになってきたのかなというの、とてもいいことだなと思います。

最初のページの若葉図書館のところで、「九中生がおすすめ！～POPと本の展示」というのがありますけれども、以前も錦図書館で三中生の展示がありました。こういうふうに、学校のほうとしても参加してくれると、その図書館に足を運ぼうという保護者や児童・生徒も増えるかなと思いますので、今後も引き続きやっていただければなと思います。ありがとうございます。

○栗原教育長 ほかはいかがでしょうか。

[「ありません」との声あり]

○栗原教育長 ないようでございます。これで、3報告(4)たちかわ読書ウィークについて、の報告及び質疑を終了いたします。

---

## ◎報 告

### (5) 新型コロナウイルス感染症の対応について

○栗原教育長 続きまして、3報告(5)新型コロナウイルス感染症の対応について、に入ります。小林教育総務課長、説明をお願いいたします。

○小林教育総務課長 それでは、新型コロナウイルス感染症の対応についてご報告いたします。まず、感染症対策本部の開催状況でございます。令和4年10月17日以降では、第90回を開催しております。第90回は10月17日の月曜日に開催しまして、1ページにございます2つの事項についての報告があったところでございます。

まず、市内の感染状況等についてでございます。資料3ページをご覧いただければと思います。新型コロナウイルス感染症陽性者の発生状況でございますが、9月26日から医師が発生届を提出する対象が変更となりました。こちら1行目に書いてございます、(1)65歳以上の者、(2)入院を要する者、(3)重症化リスクがあり治療薬の投与又は新たに酸素投与が必要な者、(4)妊婦、こちらの4つの分類の対象者に限定されたことから、9月28日以降は、こちら4つの分類の対象者の数値となってございます。数値としては、多い日で18名となっているような状況でございます。

続きまして、その次のページの4ページをご覧いただければと思います。

2点目の新型コロナウイルスワクチンの接種についてでございます。ワクチンの接種事業につきましては、全体の接種実績ですとか、生後6か月以上4歳以下の乳幼児を対象とした接種、またオミクロン株の対応ワクチン接種に関しまして、今後の実施スケジュールなどについて、こちらの資料のとおり報告があったところでございます。

報告は以上でございます。

○栗原教育長 説明ありがとうございました。

これより質疑に移ります。説明内容を踏まえご質疑をお願いいたします。

もし、詳しい内容となりますと、この後の総合教育会議でも担当部署からこの件の説明がありますので、またそちらのほうでご質疑いただければと思いますが、よろしいでしょうか。

[「はい」との声あり]

○栗原教育長 では、ないようでございます。これで、3報告(5)新型コロナウイルス感染症の対応について、の報告及び質疑を終了いたします。

次に、その他に入ります。

その他はございますか。

[「ありません」との声あり]

○栗原教育長 その他はないようでございます。

---

◎閉会の辞

○栗原教育長 それでは次回の日程を確認いたします。次回、第21回立川市教育委員会定例会は、令和4年11月10日木曜日、13時30分から208・209会議室で開催いたします。  
これをもちまして、令和4年第20回立川市教育委員会定例会を終了いたします。  
ありがとうございました。

午後2時45分

署名委員

.....

教育長